

お知らせ

申請者各位

令和3年2月16日
経済産業省
北海道経済産業局

輸入承認申請等に係る変更について

現在、各経済産業局、通商事務所及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」といいます。）で行っている輸入の承認に係る手続は、令和3年4月1日（木）から、下記のとおり変更します。

記

1 輸入割当品目（水産物）に係る輸入の承認等に係る申請について

経済産業局等が申請窓口となっている輸入割当品目（水産物）に係る輸入の承認、輸入承認証の内容変更及び有効期間延長（以下「輸入承認等」といいます。）の手続は、令和3年4月1日（木）からは、経済産業省（本省）の農水産室が申請窓口となり、輸入割当て・輸入の承認の手続は、下記のとおり行うこととなります（別紙参照）。

なお、輸入承認等の具体的な申請方法は、令和3年3月中に改めてお知らせします。

- （1）4月1日以降に割り当てるものについては、輸入割当証明書（IQ）と輸入承認証（IL）は一度の申請で同時に交付します。
※令和3年3月31日以前に交付されたIQに基づくILの交付業務も農水産室のみで行います。
- （2）交付するIQの全量（又は全額）を直ちにILに切り替え、交付するILの有効期間は一律12ヶ月とします（先着順割当てを除く。）。
※令和3年3月31日以前に交付されたIQに基づき交付するILの有効期間は6ヶ月です。
- （3）ILの「内容変更」及び「有効期間の延長」申請は、令和3年3月31日までに経済産業局等にて交付されたILも含めて、農水産室（本省）が申請窓口（電子申請を含む。）となります。
※なお、延長申請期間が1ヶ月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合（経済産業大臣による延長承認を受けている場合を除く。）は、引き続き税関が申請先となります。
- （4）「商社割当ての追加」及び「先着順割当て」の申請に電子申請（NACCS）を導入します。

2 輸入承認証（上記以外の品目すべて）の有効期間延長申請について

経済産業局等が申請窓口となっている輸入承認証（上記以外の品目すべて）の有効期間延長の手続は、令和3年4月1日（木）からは、当該輸入の承認を行った経済産業省（本省）の貿易審査課又は農水産室が申請窓口となります。

※なお、延長申請期間が1ヶ月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合（経済産業大臣による延長承認を受けている場合を除く。）は、引き続き税関が申請先となります

<お問合せ先>

経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部

○貿易審査課（水産物以外）

TEL：03-3501-1659

○農水産室（水産物）

TEL：03-3501-0532